

第 22 回私たちの墓地を守る会定期総会 議事メモ

令和 3 年 5 月 29 日（土） 13：00～16：00

戸塚公会堂

司会：ご来場の皆さま、定刻になりました。これから総会を開始します。私は司会の澤田です。総会の前にいくつか注意事項を申し上げます。まずマスクの着用をお願いします。座席はできる限り一つ置きのご使用をお願いします。携帯電話の電源はできるだけお切りください。それぞれのセクションでそれなりの質問時間を取っていますが、時間内に全て対応するのは難しいかもしれません。受付の場所で、この会が終わった後も顧問弁護士が質問を受け付けます。よろしくお願いします。

それでは、『私たちの墓地を守る会』第 22 回定期総会を開催します。まずは佐伯代表にごあいさつをお願いします。

佐伯：皆さま、こんにちは。代表の佐伯です。昨年の総会は新型コロナウイルスの関係で開かれず、書面で回答いただきました。皆さまとは 2 年ぶりの対面になります。現在もまだコロナ禍にあって大変な中をお越しいただき、ありがとうございます。この 5 月には清算人からの説明会が何回か開かれました。説明会に参加して、疑問、不安、心配事を抱いた方もあるかと思います。きょうの総会はこの説明会の中で出てきた問題点などについて詳しく説明し、皆さまからの質疑を受けたいと思います。また、このところ、『私たちの墓地を守る会』、守る会は日本墓園の一組織なのかという問い合わせもあり、守る会と日本墓園の清算人との関係について、あらためてきちんと説明する趣旨でもあります。

ご案内のように平成 11 年に日本墓園が公益認可を取り消されて、それ以来、清算業務が続けられています。お墓を持っている人たちも、権利を失って出ていかなければならないのかという不安がありました。墓地使用者の中から有志が集まって、自分たちのお墓の権利を守る会が結成されました。従って、日本墓園とは全く別の組織です。墓地使用者の権利を守るために日本墓園と交渉し、あるいは裁判所とも折衝してきた団体です。今回の清算人からの提案等についても、やはり墓地使用者の立場に立ってわれわれは対応していきます。その点をまずご承知ください。

私も墓地使用者の一人です。今回の説明会にも行きました。清算人から将来についてのさまざまな提案がされましたが、これはあくまで新法人になった暁にこういうことをしたいという要望、目標です。清算人が説明した内容は決まったものではありません。そこは十分に理解していただきたいです。

清算人の提案の一つは永代管理料を年次管理料に変えたいというものです。墓地を持ったときに永代管理料を一括して支払った方たちが 65 パーセントいます。当然、その後は年次管理料を払っていません。その方たちに、新法人になった暁には年次管理料を払ってほしいという提案です。新法人と契約を取り交わさなければ墓地の使用ができなくなるのかという質問に対し、霊園から出なければなくなる、墓地を撤去しなければなくなるという、誤解を受ける微妙な説明もありました。

三浦海岸墓地に関しては経営の問題がありました。清算人は公益性のない一般財団法人を4月に設立しました。財団法人を設立するにはまず定款を作成し、事業目的を記載しなければなりません。定款には横浜霊園と三浦海岸公園墓地を新法人の事業として行うことが明確になっています。三浦海岸墓地はこのまま横浜霊園と一体として新法人に引き継がれます。三浦海岸墓地に関係する方も心配ないでしょう。

公益法人でなければ墓園の経営はできません。そのため、一般財団法人から公益財団法人に移行します。コロナ禍で遅れましたが、令和5年3月には新法人を公益法人化して、経営が引き継がれます。今回の総会は清算人の説明に対する皆さまの疑問に答えると同時に、新法人が1年先にできて、経営が引き継がれるのに際し、皆さまの権利関係がどうなるかという重要な点についても、2人の顧問弁護士から説明してもらいます。その説明の後で、また皆さまから質問等をお受けします。

守る会の会員から、私のところにも手紙やはがき等が来ています。墓地に入っている夫なり親なりを安らかに供養できるよう、一日も早く解決してもらいたいとの声が大きいです。皆さまが安心して供養できるように、われわれ守る会としても頑張ります。きょうは活発な議論をしていただきます。その皆さまの意見を踏まえて、われわれも活動していきます。以上をもって冒頭のあいさつとします。

澤田： ありがとうございます。次に議長を選出します。役員から村田を推薦します。村田役員には議長の経験もあるからです。皆さまの中に議長に立候補される方はいますか。

Aー 司会者一任。

澤田： ありがとうございます。村田役員に議長役をお願いしたいと思います。皆さま、いかがでしょうか。

(拍手)

澤田： ありがとうございます。それでは村田役員、よろしくお願いします。

村田： ただ今、皆さまからご指名いただきました村田といいます。本日の議長を務めるにあたり、甚だ不慣れな点もありますが、誠心誠意をもって努めたいと思います。どうぞよろしくお願いします。では、議長席に移動します。着席のまま議事を進行します。

あらためて、本日の第22回定期総会には、このように多数のかたがたにご出席いただき、誠にありがとうございます。長丁場になりますが、皆さまのご意見を反映して、今後の絆を一層深められるよう一生懸命に務めます。どうかご支援のほど、よろしくお願いします。本来ならば書記を選任しますが、前回の第21回定期総会が書類で行われたため、前々回の第20回定期総会と同様にテープによって記録します。あらかじめご了承ください。では、総会の次第にのっとり進めます。お手元の次第をご覧ください。

(1)令和2年(2020年)活動報告の前に補足説明をします。ご存じのように、3月下旬に日本墓園の清算人から墓地利用者説明会のご案内がありました。横浜霊園の公益法人化に向けた説明とお願いです。併せて、公益法人設立後の管理料についてQ&Aを記した資料が送られました。そして、墓地利用者説明会が5月8日から、つい先日の5月19日まで、追加分

を含めて計 10 回は開催されました。出席した方、あるいは何らかの事情で欠席し、説明会時に配布された資料を別途請求した方もいるでしょう。私たちとしてはこのような状況を鑑み、例年行っている活動報告の前に『追加説明：墓地利用者説明会に臨み』という項目を加えました。小花、黒澤両弁護士から説明いただいた後、引き続いて高森事務局長が活動の報告と総括をします。ご理解のほどよろしくお願いします。では小花先生、よろしくお願いします。

小花： 皆さま、こんにちは。ただ今ご紹介いただきました、顧問を務める弁護士の小花です。よろしくお願いします。村田議長から説明があったとおり、例年であれば 1 年間の活動の報告と総括をします。何といたっても今年は、つい最近ですが、清算人が説明会を開きました。そのため、ある意味、ようやく具体的な形で再生が目に見えてきました。先ほど佐伯代表からも話がありましたが、清算人はやはり清算人の立場から、こういった形で進めていきたいと説明します。ですから、皆さまも当然、疑問に思うこと、心配に思うことが多々あったでしょう。その点について私から追加で説明します。皆さまに配った議案書については清算人の説明会前に作ったため、追加説明の資料は添付されていません。画面のパワーポイントを参照しながらお聞きください。

清算人は経営を新しい法人に移すと説明しました。自分たちの権利、お墓を使う権利はどうなるのでしょうか。特に永代管理料を既に払ったため、年次管理料を払わずに済んでいる方は、何か新しくお金を払わなければならないのでしょうか。その辺りを最も不安に思っている方が多いと思います。昨年に書面で行われた総会でも、やはり同様のご意見、ご質問が最も多かったからです。そのため、簡単にはなりますが、私からは墓地利用者の権利と負担を中心に説明します。

ちなみに会場の皆さまに質問ですが、挙手でお答えください。清算人の説明会に参加された方はいますか。資料だけ取り寄せた方はいますか。永代管理料を払っている方はいますか。三浦海岸墓地の方はいますか。横浜霊園の方はいますか。清算人の説明会に参加した方、永代管理料を払っている方、横浜霊園の方が中心のようです。ありがとうございます。

1 点目のクエスチョンです。新しい法人に経営が移行した場合、これまでの契約はどうなるのでしょうか。自分の権利がどうなるのかは最も気になるでしょう。それに対する答えです。アパートを借りたり、マンションを借りたりして、賃貸借契約を結んだことがある方は多いと思います。それと墓地の永代使用に関する契約は似ています。一度約束を結んでいる以上、勝手に変更されては困ってしまいます。従って、一方的な変更はできません。新しい法人も権利義務を引き継ぎますから、これまでの契約関係を引き継ぎます。

ただ、この間の清算人の説明会でも話し合ったと思いますが、清算人としては新しい法人に移行した場合、そこで新しく契約を結び直したいと考えているようです。もし新しく契約を結び直せば、当然その新しい契約が生きてきますから、古い契約はそこで変更されます。古い契約自体はそのまま引き継がれるため、新しい契約を結ばなければ古い契約が生きてきます。ですから、既に永代管理料を払った方については、その契約はそのまま引き継がれ

ます。永代使用権という形で墓地を使用する権限を持っています。その権限を勝手になくされるわけではありません。永代使用権は引き継がれます。

清算人の作った経営計画案が配布資料の中にありました。渚石材の保証金の返還や横浜信金の借金返済など記載されていましたが、それらの負債も新しい法人に引き継ぎます。それだけを引き継ぎ、皆さまに対する永代使用権を引き継がないなどと勝手なことはできません。借金や補助金の返還と同じく、皆さまの永代使用権も新しい法人に引き継ぎます。

2点目のクエスチョンです。私は永代管理料の納入者ですが、強制的に年次管理料が徴収されるようになるのでしょうか。永代管理料を既に払った方は経済面に直撃する問題ですから、やはり不安に思っている方が多く、きょう参加している方も同様ではないのでしょうか。それに対するアンサーですが、先ほどの話からも結論は見えているかもしれません。あくまで個々の墓地利用者が理解し、納得した上で、新しい法人との間で契約を締結した場合には、年次管理料を納入する必要があります。永代管理料を払った方に対して契約の切り替え、つまり新しい約束をせずに、年次管理料を払いなさい、新しい法人になったのだから払いなさいと、いきなり強制的に徴収することはできません。よろしいですか。

先ほども言いましたが、新しく契約してしまえば、当然その契約は生きてきます。清算人の話では、新しい契約は年次管理料を払うことが大前提です。どういう形で強制してくるかわかりませんが、新しい契約を結べば、契約上は払う義務が生じます。そこは気を付けてください。現在の段階で年次管理料の契約をしている方については、現状のとおり年次管理料を払うことになるかと思います。先ほどから言うように、現在の契約をそのまま引き継ぐからです。

3点目のクエスチョンです。私は永代管理料の納入者ですが、年次管理料を支払う経済的な余裕がありません。年次管理料への変更を拒否した場合、何か不利益を被るのでしょうか。これを気にしている方も多くいます。清算人が説明の中で、墓園を出ていかなければならないと話したと聞きました。しかし、アンサーとしては先ほどから言うとおりの、新しい法人との契約を拒否したとしても、旧契約、つまり現在の契約が新しい法人に引き継がれるため、直接の不利益はありません。

清算人もしゃくし定規に進めることはありません。年次管理料に移行することについて、皆さまのご理解、ご納得をいただいた上で進めたいと言っています。ですから、何か拒否したところで、直ちに出ていけと言われることはないでしょう。年次管理料への移行を清算人は考えています。移行を促す手紙が何度も届くなど、プレッシャーをかけられることはあるかもしれませんが、直接の不利益はありません。永代使用権はそのまま引き継がれます。契約を新しく締結しないからといって、直ちに出ていく必要はないとご理解ください。

4点目、最後のクエスチョンです。私は永代管理料納入者ですが、年次管理料への移行についてある程度やむを得ないと考えています。ただ、いきなり年次管理料の全額を収めるのは厳しい状況です。どのようにすればよろしいのでしょうか。アンサーとしては新しい法人と契約した場合、原則として年次管理料の全額を納めることになります。もっとも清算人の説

明では、しゃくし定規に進めることはせず、個別の相談に応じる、臨機応変に対応すると言っています。従って何か事情のある方は、契約を締結する前に、新しい法人に対して個別に相談することが必要です。個々の事情等を踏まえて、契約に盛り込んでもらえるでしょう。

皆さまが最も気になっているであろう、自分の権利がどうなるのか、年次管理料を払った方の契約はどうなるのかを中心に話しました。先ほども言いましたが、清算人は清算人の立場で、こう進めたいということを大前提に話したのでしょうか。しかし、法的な整理をすれば、説明したような内容になることをご理解ください。この後に質疑時間を設けていますから、何かあればご質問ください。私からは以上になります。

村田： 小花先生、ありがとうございます。引き続き、黒澤先生の説明です。よろしくお願いします。

黒澤： 皆さま、ご紹介いただきました顧問弁護士の黒澤です。よろしくお願いします。私は今後の流れについて説明します。定期総会の開催のお知らせに、参考資料『日本墓園の設立から現在までと、これから(新法人設立・墓地経営許可・移譲)の行程』を添付しました。新法人設立までの流れを図にしたものです。お手元の資料と画面をご覧ください。

清算人の説明会でも説明されましたが、一般財団法人設立手続きが終わり、4月に法人を設立しました。この4月、5月は利用者説明会をしてきました。現在、清算人が①財務状況報告書を作成中です。今後、墓園をどう経営していくのか、財務的な資料をまとめて横浜市に提出するためです。提出後は、墓園を経営していくだけの財務的な健全性があるか、永続的に経営できるか、専門家がチェックを行います。ここが最も大きな関所です。ここを乗り越えれば、②横浜市内の各部署との事前協議です。次の③標識設置では、近隣の方に見えるように標識を設置します。新しい墓園の許可になるからです。次は④計画説明です。もし紛争があれば⑤紛争を調整して、⑥墓地等許可申請に進みます。ここで初めて墓地を経営するための申請書を出します。⑥が終われば、横浜市が墓地の経営許可を出します。新しく設立した一般財団法人横浜霊園が墓地を経営するためには、神奈川県から公益認定を受け、公益財団法人に形を変えなければなりません。従って、横浜市から墓地等の許可が出るタイミングで公益財団法人になれるように、①から⑥と並行して神奈川県と話し合います。

ここまでは手続きの流れです。神奈川県から公益認定を受けて、横浜市から墓地等の許可を取る、簡単に言えばそれだけの話ですが、問題はどれほど時間がかかるかです。清算人は説明会で再来年、令和5年の3月を目標にすると話しましたが、このように手続きがかなりたくさんあります。順調にいつて、再来年の3月にぎりぎり間に合うかどうかと見ています。社会情勢の影響がありますから、予定どおりにいくかは分かりません。ただ、われわれの目から見ても、行程としては現実的に可能だろうと考えています。

先ほどの小花弁護士の話に絡めれば、公益財団法人の新しい経営者が決まる段階で、恐らく皆さまに契約の切り替えの説明会を行うと見ています。きょうも後で永代管理料の話しますが、この問題は根深いです。清水公園墓地、鹿児島島の田上霊園など、他の墓地でも最

初に説明会をして、最後に契約の切り替えの説明会を行っています。令和5年3月まで、行程の終盤に説明会が行われ、契約の切り替えを向こうからお願いしてくるでしょう。それに対してどう臨むのかという話が引き続き出てくると守る会では見えています。スケジュールをできるだけ前倒しで進めること、その中でも皆さまの権利をきちんと尊重すること、この二つを清算人サイドに投げ掛けながら、今年、来年と活動を続けます。

以上が簡単な今後の流れになります。詳しい内容等のご質問があれば、質疑の中で確認したいと思います。私からは以上です。ありがとうございました。

村田： ありがとうございました。小花、黒澤両弁護士に『追加説明：墓地利用者説明会に臨み』と題してお話いただきました。(1)令和2年(2020年)活動報告に戻ります。議案書の1ページから9ページです。高森事務局長より説明をお願いします。

高森： ただ今ご紹介にあずかりました、高森です。亡くなった両親が第一横浜霊園と契約して、私がお墓を引き継ぎました。やはり永代管理料を支払っているため、皆さまの大半と同じ立場です。それでは議長から話があったとおり、議事(1)令和2年(2020年)活動報告と、その総括をします。着席させていただきます。

残念ながら、今年の総会是对面ではなく書簡による開催となりましたが、多くの方に議決はがきを返信していただきました。圧倒的多数の承認を得て、守る会は活動できました。全て皆さまの意見あるいは決議に基づいた活動です。本当にありがとうございます。ただ先ほども話したとおり、コロナ禍によって当然、清算人も影響を受けました。

以下は議案書1令和2年活動報告に沿って円滑に進められたので省略する。

村田： 高森事務局長、ありがとうございました。以上、小花先生、黒澤先生、高森事務局長の説明ならびに報告が終了しました。これより、皆さまの質問なり意見なりを伺います。発言の際はまず挙手をお願いします。こちらから指名します。利用している墓地の名称とご自身の名前を名乗った後、ご発言ください。なお、大勢の方が質問されることも考えられます。原則として質問は1回につき1問とし、簡潔にまとめるようご協力をお願いします。コロナ感染予防のためマスクを着けたままご発言ください。各人の発言ごとにマイクを消毒するため、多少の時間を使います。

それでは、発言したい方は挙手をお願いします。

X氏：前提として意見を聞いてもらえるのであれば質問します。

村田： 最初に手を挙げた通路手前の方、ピンクのシャツの方をお願いします。

マツイ： 第一横浜霊園で永代契約をしています、マツイヒロシです。まず守る会の皆さま、会に関連する皆さまの、ここ数年間の努力に敬意を表します。どうもありがとうございます。なるべく簡潔にとの話でしたが、日本墓園の説明会でのQ&Aについて皆さまの見解を尋ねるため、経緯の説明から始めます。当然、永代管理料に絡む内容です。

日本墓園が関内ホールで行った最後の説明会に私は参加しました。そのとき日本墓園の清算人に対して次のように言いました。全体の方向性としては賛成ですが、今後の管理料の負担について日本墓園が考えている方法には反対します。私は昭和44年度の横浜霊園開設

時に、第一横浜霊園の事務所の正面、芝生の区画にお墓を契約して、永代管理料を納入しました。仮に新たにお墓を契約する場合、平方メートル数に応じて料金を負担するのは当たり前です。しかし、今回のわれわれの立場からすれば、その前にお墓の清算になるはずですが。横浜信金や渚石材にお金を返す一方で、われわれ永代管理料を払った人間に対しては、なぜその清算がないのでしょうか。法律的にはどうか分かりませんが、心情的にはわれわれも債権者です。債権者であれば、平方メートル数に従って分配されるべきです。その分配があって清算を終えた後に新たな墓地を立ち上げ、平方メートルごとに管理料を払えと言うのであれば納得できると意見しました。清算人の答えは次のとおりです。

気持ちは分かります。だまされたと思うでしょう。ただ、それを言うならば、公益法人になる前にあなたたちが永代管理料を払っていたとしても、未払いの部分があります。その未払いの部分を清算する話になります。未払いの部分を合計すれば、とてつもない額になります。ですから、それは腹に収めて納得してください。

このような答えが法律家から見て正しいのか、ぜひお尋ねしたいです。先ほど先生の説明では、新たに契約しなければ現在の契約が継続されるということでした。今後、日本墓園がどう言うてくるのか、それに対してどう準備すればいいのか、皆さまの力強い説明をお願いします。

村田： 永代管理料に関して清算人と見解の相違があるとの話でした。この件については佐伯代表が答えますか。

黒澤： 全員で答えます。まず黒澤からです。まず永代管理料についてですが、先ほど小花弁護士が説明したように、清水弁護士は未払いの管理料がある前提で話していないはずですが。現在のところ、永代管理料を払った方に未払いの管理料がたまっている、滞納していることにはなりません。法的に見れば清水弁護士の意見には異論があります。ただ、これは法的に見た場合です。難しいのは、マツイさんの言う、心情的には清算を求めたいという部分です。それを言うならば、われわれ清算人も管理料を徴収制にしたのだと、法的な立場を離れて発言した可能性はあります。発言の真意は分かりませんが、法的に見て未払いの管理料はありません。ここは確定でよいと思います。

佐伯： マツイさんが気持ちとしては返してほしいと発言したため、清算人もそう返したのだと思います。永代管理料を払った方は永代管理証書をもっています。永代と永久は違いますが、100年でも200年でも代々払ったことになることを証明する文書です。返してもらうという話ではなく、むしろ既に払ってあるから今後も払う必要はないという話です。既に永代管理料で支払い済みですから、法人が変わったとしても義務として引き継ぐべきでしょう。

清算人は「65パーセントの人が年時管理料を払っていない。不平等だ」とよく言います。あたかも永代管理料を払った人が得しているかのごとくです。私も永代管理料を払った者として、大変けしからん物言いだと思います。当時の経営者は一時的に得た永代管理料で、当初に墓地を運営したわけです。年時管理料では一度に大金を得られません。永代管理料は1平方メートル当たり2万円近く、それを一度に30年分でしょうか。詳しい計算内容は分

かりませんが、集めた永代管理料を運用していました。ところが、初代経営者とその後のイジマさんが本旨とは違うゴルフ場に投資するなど、68 億円もの借金をして経営できなくなりました。これは皆さまの責任でも何でもありません。経営者の責任です。本来は現在の清算人が経営者の責任を償わなければなりません。永代管理料を払った方に責任をかぶせるのではなく、現在の引き継いだ人たち、過去の経営者の責任を追及すべきです。

清算人の説明会には私も出ていましたが、「一部の人から押し付けるように言われて大変不愉快だ」と言う方もいました。清算人が永代管理料から切り替えるにつき、あくまでお願いベースです。法的な要請ではありません。皆さまが本当に納得してやむを得ないという気持ちになれば、年時管理料への切り替えもあり得るかもしれません。しかし、清算人の説明では永代管理料を払った人が悪いような、不平等であるように聞こえます。ああいう説明では駄目だと私は思います。マツイさんの質問に直接答えるものではありませんが、お金を返せではなく、むしろ既に支払ったのですから、そのまま使わせろと言うのが正しい交渉方法です。

小花： 若干、補足します。永代管理料を返せと言うのは法的に難しいと感じています。佐伯代表が言ったように、当時、皆さまは永代管理料を払って永代使用の権利を得ています。それをさかのぼって返せとなれば、さかのぼって権利がないとも考えられます。従って、その分の使用料を払うことになる清算人は発想したのかもしれませんが、以上、清算人の考えを推測してみました。

村田： マツイ様、この回答でよろしいですか。では、次の方は先ほどの質問と別の質問をお願いします。右のほう、グレーのシャツの方をお願いします。

マツモト： 第二横浜霊園にお墓を持っているマツモトです。きょうはよろしく申し上げます。まずは、これまで代表として活動を続けてこられた皆さまに、深く御礼を申し上げます。

この間の清算人の説明会に出席して、大変残念に思ったことがあります。私も永代管理料を払っています。新たな管理費の根拠となる経営計画案が採用されましたが、説明は全くありませんでした。その日、私は質問をしましたが、かなり粗い計画に感じました。本当に足りないのであれば、私自身も協力は必要かもしれないと思いましたが、1 平方メートルにつき 2000 円を集める根拠があまりにも不明です。本当に足りないのか、どこまで足りないのか、納得のいかない説明でした。協力する人が少しでもいれば墓地も多少は持ち直すのか、実際に公益財団法人となったとき、一体どれくらいの繰越金を持っていれば経営が安定するのか、それらの話にも全く触れません。現在と同じ額をただただ全員に負担してほしいとしか聞こえませんでした。これについて何か先生がたに思うところがあれば、教えてください。以上です。

村田： 概要としては清算人の提示した財務内容への質問だと思います。黒澤先生が答えますか。よろしくお願いします。

黒澤： 財務内容については、マツモトさんが指摘するとおり、非常に粗いと思います。説明会で計画案が配られましたが、簡単な概要だけです。これまでも計画案に関しては、守る

会、横浜市、清算人などが集う再生協議会の中で、テーマごとに話し合われています。ただ、全体の細かな数字までは出ていません。

経営計画案に関して、われわれは大きく二つの視点を出しています。この経営計画案で最も大きい支出、最も大きな柱となるのが、とにかく違反箇所と危険箇所を是正するための工事費用です。あとは通常の運営管理の費用と、納骨壇の設置など投資の部分も絡んでいるようです。工事を短期間で済まそうとすれば、皆さまの負担額はぐっと上がります。逆に長期では負担額が少なくて済みます。そこで、守る会は横浜市に対し、ゆったりとした計画にすべきではないかと話しています。危険箇所は別として、違反箇所に関しては現時点で可能な範囲を是正します。

経営計画案は年時管理料の根拠にもなっています。どのくらいの規模の工事をいつからいつまでするのか、その決め方で経営計画の前提が大きく変わってきます。短期間で工事をするならば管理料の負担をお願いする話に、長期でゆっくり工事をするならば管理料を無理に徴収せずに済む話に、それぞれ流れやすいです。そこでわれわれは、清算人の説明会よりも前に経営計画案を詳細に作り上げて、皆さまに示すべきだと意見してきました。ただ、結局出てきたのはこうした荒っぽい経営計画案です。当初はこれすらありませんでしたが、清算人には出すのが難しかった事情もあります。その事情とはさまざまな変動要素です。三浦海岸公園墓地の地代の問題、あるいは今後の工事の問題など不確定要素が多く、現段階では説明会に固まった経営計画案を出せないという事情があったようです。ただ、われわれも詳細は分かりません。何とも言い難いところです。

いずれにしても、われわれのスタンスではっきりしているのは、皆さまに無用な負担がないように、無理のない計画を立てることです。いかに皆さまの負担を大きくしないでスリムな計画を立てるか、ここに清算人はまず全力を挙げるべきです。その上で、経営を成り立たせるためにどうしてもお金が不足してしまうのであれば、皆さまに負担をお願いするのは筋として分かります。従って、まだ前提のできていないことを守る会は常に迫及しています。質問の答えになっているか分かりませんが、現状の説明と合わせて回答しました。

佐伯： 横浜市が墓地の経営を認可するにつき、財務状況審査会で継続性、永続性が保たれるかどうかを判断します。その関係で、横浜霊園の経営計画案をかなり膨らませているのでしょう。実態とは違うと思います。それと同時に神奈川県から公益法人認定を受ける関係でも、大きな数字にしているのではないのでしょうか。例えば、それほど利益が上がるはずのない項目を挙げたり、令和5年度以降は全員から管理料を取る前提にしたりして、これまでの6500万円から2億円に上げています。これは机上の計算です。

ここ数年はむしろ黒字になっています。それほど大きな黒字ではありませんが、少なくとも黒字です。できるだけ墓地使用者、建墓者の負担にならない形で新法人を運営するのであれば、安易な方法は慎まなくてはなりません。安易な方法とは、一律に年次管理料に切り替えて、収入の見込みを3倍も上げることです。これでは利益が出てしまいますから、本来の公益財団法人の姿ではありません。今後1年半かけて、われわれも経営計画に関しては厳し

く追及していきたいと思います。

黒澤： 佐伯代表のお話を伺って、一つだけ視点を付け加えます。清算人が作成した表を見て分かるように、最初に収入を決めています。皆さまから幾ら取ろうか、まず決めてしまっています。これでは発想が逆です。本来は、幾ら必要だから皆さまに負担をお願いしなければならないと考えます。しかし、この計画は、墓地利用者の 100 パーセントから同額の年次管理料を取れば総額は幾らになる、このお金をあちこちに使おうというものです。とても荒っぽく、出発点も間違っています。本当に必要なものを絞り込み、最後に収入を得る方法を考えなければなりません。われわれ守る会の立場として今後も言い続けますし、皆さまも同じ姿勢を持ったほうがいいでしょう。

村田： マツモト様、よろしいですか。さまざまな意見があって大変難しい問題です。次は最前列の白いシャツの方をお願いします。

ワタベ 第二横浜霊園にお墓を持つワタベです。ごく最近、墓参りに行きました。当初は、緑豊かな霊園にするため、小高い芝生の所には墓標を立てないと聞きました。ところが、その場所に墓標が建っています。一般的なお墓です。それが一つ置きにできたら中央の人はどうなりますか。他人のお墓ですが、非常に心配しています。また、当初は高さ制限もありました。石を 3 段重ねた標準型の墓石でバランスを考えるとっていました。しかし、記念碑のようなお墓ができました。地べたからてっぺんまで、『私たちの墓地を守る会』と同じぐらいの高さです。これがあちこちにできたらバランスも崩れ、霊園なのか記念公園なのか訳が分からなくなります。かなり高価な投資をして、利益を考えて建てていると思います。その利益を運営費に回しているのでしょうか。自分たちに回しているのでしょうか。

もう一点、大事なことですが、苦情だと思って聞いてください。シーズンには皆さんがお墓参りに来ます。飲み物、食べ物はその場で持ち帰りますが、お花は生けたまま帰ります。何日かすれば枯れ果てて、夏場のお墓は臭気が漂っています。管理事務所に、以前は時間が来れば花を撤去していたが、放置するのかと聞きました。私たち管理事務所は空いた手がありません。あなたたちが生けたのですから、あなたたちが花を下げ、清掃してお帰りくださいと言われました。冗談ではない、管理費を払っているだろうと言え、そこでおしまいです。そうですかと言って帰ってきました。それが現実です。

守る会がなくなれば、向こうは一気に攻めてくるのではないのでしょうか。この点を最も心配しています。竹やりを持った民間人が軍事政権にあらがうような状態になりはしないか、これが素直に見た現状だと思います。以上です。ありがとうございました。

村田： 墓地の使用状況をはじめ、さまざまな問題点を挙げていただきました。高森事務局長が答えますか。

高森： 現在、芝生墓地に一般的な段積みの墓や記念碑的な墓が建ってしまったとの話でした。この状態はかなり前からですか、最近ですか。私も把握していません。

ワタベ： 最近です。

高森： ご存じのとおり、20 年前に倒産するまではめちゃくちゃな経営をしていました。第

一横浜霊園には芝生と藤棚でできた公園のような場所がありましたが、いつの間にか売って、墓地にしてしまいました。あるいは道路を売って、ずらっと墓地になってしまいました。そういう旧経営陣の仕業ではなく、最近の話ですか。第一横浜霊園ではなく、第二横浜霊園ですか。

ワタベ：　ざっくり言って2年前です。

高森：第二横浜霊園ですか、第一横浜霊園ですか。

ワタベ：記念碑のように大きなお墓は昨年末に建ちました。私のお墓から少し離れた場所にあります。

高森：第二横浜霊園ですか。

ワタベ：そうです。巨大な墓石をあの場所へよく運んだものです。よほどの重機がなければ運べません。第二横浜霊園の外れにある道路から、クレーンでもってつり上げたのかもしれませんが。私は管理人ではありませんから、あれは駄目だ、これは駄目だといちいち言える立場にいません。なし崩しになっていく気がしてなりません。

高森：ご心配はもっともですが、私たちも残念ながら把握していません。どういう状況なのかを調べて再生協議会で清算人にただし、事実関係を確認します。きちんとした形で墓地を守っていける方向性で話し合います。それでよろしいでしょうか。

ワタベ：前回の説明会でも私は質問しました。後日に返事をするとも何も言われず、「そうですか」と終わりました。

高森：それは清算人に対して質問したのですか。

ワタベ：そうです。

高森：分かりました。それから、管理状況の悪さについてはおっしゃるとおりです。階段が腐っているなど、さまざまな問題があります。清算人に言わせれば、お金がないせいです。これから順次改善していくと言いますが、最低限の管理をするのが基本です。それができて初めて、皆さまに契約の変更をお願いできると思います。先ほどの話で支出から収支を考えるのと同じく、まず管理をしっかりしてもらうことが大切です。この点を清算人に伝えて、改善を図るように私たち守る会も働き掛けたいです。

ワタベ：管理事務所にいる男性は責任者だと思いますが、その方に「現状のお金ではこれ以上の管理はできない」と言われました。予算的に手も増やせないと言われているようですから、非常に厳しく制限されているのではないのでしょうか。彼ら自身も毎日歩いて見ていれば、もう少し手を入れる必要があることは分かると思います。「そのような時間はない」と言っていました。

高森：それは担当者のことで、やはり墓地の利用者はお客さまです。

ワタベ：協力してくれと言うのであれば、お墓にあげたものを置きっ放しにせず、持って帰るように頼めばいいのです。そうすれば、枯れ果てた花が臭気を発することもあります。契約更新をして、飾った花は当日にお持ち帰りくださいとメッセージを発します。それによって利用者が考えればいいわけです。

先ほども言いましたが、最も怖いのは守る会と新しい法人の力関係が崩れたときです。私には何もできません。ここへ来て、ただ愚痴をこぼして能書きを言うのが関の山です。法律の知識は何もありません。無知です。困ったことが起きたとき、どこへ相談に行けばいいのでしょうか。

先ほどから永代管理料の話が出ていますが、代替わりをしなければならない時期が必ず来ます。一緒に住んでいる子どもがいる人はともかく、娘が嫁ぎ、他で生計を立てている場合はどうでしょうか。その娘がお墓を管理しようにも、名前が違います。そこで再契約をすれば、その時点で永代管理料を払った効果は切れてしまいませんか。考え過ぎでしょうか。向こう側が用いる手だと私は思います。非常に良いチャンスだからです。

失礼ですが、ここで発言している方たちは10年後もいるのでしょうか。前は永代管理料を払った者の権利がこうだったと、声を大にして言える人が何人残るのでしょうか。皆さまも高齢です。自分の代はお墓のことで心配なくて済む、安心だといって永代管理料を捻出したわけです。守る会の先生がたにどうしてくれるのかとは言いません。先ほど先生がたが言われたように、ここをこうするためにはお金が足りない、平等の観点から全員にカンパをお願いすると言われれば、喜んで協力します。

契約上は管理料を払う必要がないと言われても、現実が伴っていません。あちらが崩れ、こちらが崩れしています。お墓を持っている方は雨が降るたびに気にしていると思います。永代管理料をなくし、個々の管理料にして解決するのであれば、後者を選ぶと思います。一つ崩れ、二つ崩れでは向こうの思うつぼです。以上です。失礼しました。

村田：ミヤワキ様はこの場にいますか。佐伯代表にお話ししたいとの意見書がありました。いないようです。まだまだご意見はあると思いますが、次の議題も控えています。時間の関係上、ここでいったん休憩に入ります。

―― 手が挙がっています。

村田：申し訳ありませんが、手短にお願いします。通路の手前の方、どうぞ。

ウエキ：横浜霊園にお墓を待つウエキです。きょうは非常に貴重なお話をしていただき、私たち守る会としての立場をかなり鮮明にできた気がします。できれば守る会の5カ条、10カ条という具合に、活動の方針や方向を明確にしてもらえたらと思います。新規契約を巡り、永代管理料をちらにしようとする動きが出てくる可能性は高いです。ですから、守る会の立場を示した10カ条なるものを持って、全員が対応できるようにしたいです。短めに以上です。

村田：ウエキ様の意見について何かありますか。

佐伯：清算人が提案している内容は決まったことではありません。清算人と契約するわけではなく、新法人ができてから契約します。令和5年の3月、4月頃までに、守る会の10カ条なり5カ条なり、疑問に答える丁寧な判断資料を提供したいと思います。ご意見ありがとうございました。

先ほどワタベさんから、守る会がなくなってしまうたらどうなるか分からないとの質問

がありました。確かに守る会は一定の抑止力になっていたかもしれませんが。さまざまな要求をして、建墓者の利益になるような形で活動してきました。今後のことは皆さまと相談する必要がありますが、新法人ができたからといってすぐに軌道に乗るわけではなく、変な方向に行かないとも限りません。引き続き、監視とけん制、抑止活動を、守る会として行おうと現在のところは考えています。

村田：もうひと方、質問があります。申し訳ありませんが、なるべく手短にお願いします。

ミヤザキ：第一横浜霊園にお墓を持つミヤザキです。一つだけ、三浦海岸墓地について話します。この前の日本墓園の説明会に参加しました。三浦海岸墓地と横浜霊園を一体化する理由は、切り離せば、三浦海岸墓地が経営できなくなるからです。やむを得ません。ただ、三浦海岸墓地は土地代が過大で、皆の管理費を全て合わせても赤字になるとの話でした。土地の所有者と折衝しても、がんとして土地代をまけません。例えば横浜市や裁判所など第三者を交え、折り合うようには調停できないでしょうか。清算人ではなく、新しい法人の仕事かもしれませんが、管理費を徴収しても大赤字になる事態を避けるために、話し合いの機会をどこかで持ってほしいです。

村田：三浦海岸墓地の地主に対する折衝の要望です。これについては佐伯代表が答えますか。

佐伯：三浦海岸墓地の地主さんとは以前に最高裁まで争いました。結局、地代は現在の 220 万円に確定してしまいました。管理料は 100 万円前後しかないため、確かに赤字です。地主さんはとても頑固で、なかなか言うことを聞いてくれません。清算人とはもう話をしないと云われましたが、新しく設立した一般財団法人との話し合いには応じました。その交渉がそろそろ始まる頃でしょうか。基本的には守る会としても、三浦海岸墓地の逆ザヤ状態が解消できるような形になることが健全な経営につながると思います。平たく言えば、三浦海岸墓地の土地は調整区域ですから、本当は数十万円の評価です。使用料として固定資産税の 2 倍、3 倍で見ても、その価格です。しかし、いったん約束してしまったものは法的拘束力を持ちます。なかなか厳しい状況ですが、ぜひ新法人には頑張って地代を下げてもらいたいです。

村田：よろしいでしょうか。以上、議事(1)令和 2 年(2020 年)活動報告について、よろしければ拍手をもってご承認ください。

(拍手)

村田：拍手多数により、(1)令和 2 年(2020 年)活動報告が承認されました。ありがとうございます。会場の時計は 14 時 41 分を指しています。10 分の休憩を取ります。14 時 50 分を目安に集合してください。予定した休憩時間よりも 10 分ほど短くなりますが、ご協力のほどよろしくお願いします。

以下は議案書に沿って円滑に議事が進められたので略記する。

議案 2 の会計報告が村田会計担当から報告され質問はなく承認された。議案 3 の会計監査報告が上村会計監査から報告され出席者の承認を得た。

議案書4 令和3年活動計画、令和3年会計予算案つき高森事務局長から説明があり、その後イワサキ氏から定款の関係で活動計画と関わることはないかとの質問があり、佐伯代表から、最近清算人から受領した定款の概要が説明され定款には具体性がなく活動計画に考慮する部分はないと述べられた。その後参加者の承認が得られた。

議案5の令和3年の役職と役員紹介が石川副代表からなされ承認された。役員の高齢化と人員不足について説明され役員への参加を要望された。

議案6の決議案について高森事務局長から読み上げがなされ承認された。

議案5で尾崎副代表から「私たちの墓地を守る会」のホームページについて簡単な説明がなされた。

次いで村田議長から役目の終了が告げられ、澤田司会から佐伯代表から閉会にあたっての挨拶がなされると述べられて以下の挨拶があった。

佐伯: 本日はコロナ禍の中で多数の方に出席いただきありがとうございました。最近あった建墓者からの質問の電話で石屋さんに工事のことで相談したら、近いうち管理料が年次管理料に切り替わると云われ大変驚いたとのことですが、このような情報は間違いですので注意してください。困ったことがありましたら何時でもお電話ください。

その後澤田司会から弁護士による相談会が受付の場所で開催される旨案内があり閉会となった。